

第 12 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.1.23(金)10:00 10:30

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11 名）、事務局

資 料：第 12 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料1 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(案)

資料2 三重県リサイクル製品利用推進条例の運用についての申入書案(座長案)

資料3 議員提出条例に係る検証検討会 今後の予定(案)

検討会議事録 概要版

委員：それでは、ただいまから第 12 回議員提出条例に係る検証検討会を開催いたします。

12 月 19 日の第 11 回検討会では、執行部から現在の運用状況及び県の考え方を聴取した上で、執行部の説明に対する質疑を行いました。

また、積み残しの論点となっていた罰則を設けるかどうかについては、設けないこととなりました。

さらに、条例改正案について、パブリックコメントを募集することについてお諮りをいたしました。本日の第 12 回検討会においては、条例改正案及び申入書案についてお諮りいたします。

はじめに、条例改正案に対するパブリックコメントについてですが、平成 20 年 12 月 20 日から平成 21 年 1 月 19 日までの間、実施いたしました。意見の提出はありませんでした。

次に、条例改正案についてですが、これまでの討議結果を踏まえ、事務局に作成させました。資料 1 は改正案の新旧対照表です。これについて、事務局から説明をさせます。

事務局：(資料 1 について説明)

委員：今、ご説明いただいたことについて、何かご質問がありましたら、よろしいでしょうか。それでは、この新旧対照表を元に、三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案を事務局に作成させます。そして、次回の検討会において、条例案について検討会としての合意を得たいと思います。

なお、条例改正案の施行期日については、条例の改正に伴い、現行の規則、要綱等の所要の改正を行う必要があるため、平成 21 年 4 月 1 日からしたいと考えております。以上、条例改正案の作成について、条例案の提案理由の作成も含めて一任いただけますでしょうか。

委員：すみません。提案理由なのですけれども、フェロシルトのことを議会としてどのように反省するかという文言をどのように入れるかということは非常に大事なところな

ので、一度この場でまた議論させていただくなり時間があると考えるとよろしいでしょうか。

委員：30日の検討会でできますよね。次回の検討会で。

委員：分かりました。

事務局：次回は30日を予定しておりますが、予め作成して事前に配付をさせていただくのが早いのではないかと思います。

委員：そのようにさせていただきます。

委員：よろしくお願いたします。

委員：最後に、条例の運用に関する知事への申入書案についてですが、申入書案については、前回の検討会の結果を踏まえて取りまとめ、資料2のとおり各委員には事前に配付させていただきました。

その際、各委員には会派内での意見もお聴きしていただいた上で、資料2に対して意見があれば提出していただきたい旨お願いさせていただきましたが、各会派から修正意見はありませんでした。

よって、申入書案については再度、私どもにおいて文言等の調整を行いたいと思います。このことについて、一任いただけますでしょうか。(委員了承)ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

最後に、今後の予定についてであります。資料3としてお手元に配付をいたしました。なお、資料に記載しております日程については、本日時点の見通しとして記載しておりますので、今後、変更等もありますことをご承知願いたいと思います。よろしいでしょうか。

また、次回の検討会をもって、三重県リサイクル製品利用推進条例についての検証を終えることとなります。引き続き、本検討会において条例を検証することとなりますが、どの条例を検討するかについて、その選定をしなければなりませんけれども、各委員の意見をいただいて、次回の30日の検討会で確認をさせていただきたいというように思いますが、よろしいでしょうか。(委員了承)それでは、そのようにいたします。

本日の議事は以上であります。なお、次回の検討会は、1月30日10時から開催いたしたいと思います。本日の検討会はこれで終了いたします。ありがとうございます。せっかく出てきていただいて、早く終わってしましまして申し訳ありません。

委員：また30日はこのようなもので終わるのですか。

委員：ということになりますでしょうか。

委員：案というものは、今できないのですか。

委員：せっかく出てきたのですから、1時間くらいやってしまっても別に構いませんけれども、この10分くらいのためだけに出てくるのですよ。

委員：次にするものくらい議論しておきますか。

委員：それでしたら、それだけでもやりましょうか。

委員：この間、委員が何か言っていましたよね。虐待条例が何かとか、やれとかいう話でしたのでこっちに入っていたけれども、虐待だったか男女共同参画だったか。何か言っていたのは私が邪魔したものでこっちになったけれども、これはフェロシルトがあったもので私は早くするべきだろうとただけのものであって、後は、それなら資料をくれたら今、検討してもらったらいいですよ。

委員：それでは、今日、次回検討するのを議論していただきましょうか。あと、残りの条例。それでは、今からコピーをとって配らせていただきます。少しお待ちください。

委員：フェロシルトの問題は、やはりその辺りの存在感を見せなければいけないから、十分しておいてしてください。

委員：提案理由などしなければなりませんよね。それでは、提案理由はとりあえず一任していただくということにして、事前に文書はお配りさせていただきます。お配りさせていただいて、直してくださいと言われれば直しますけれども、最初から一任していただくというかたちで、提案理由のところはよろしいでしょうか。それでは、そのように確認させていただければ、30日に開く必要がなくなるのでしょうか。そういうことですよね。今日、確認したとおりに改めて作り直すだけですので。それでよろしいですか。

委員：提案理由の中で、実はもう一度ここでの議論を振り返ると、大事なポイントとしてフェロシルト問題を生じさせた原因として、このリサイクル推進条例を改正したことにあつたところまではっきり言うかどうかは別として、そういったことがありましたということを改めて提案理由の中でおっしゃっていただくということで、実は当時、フェロシルト問題が起こった時の当時の議長の発言は、これは議会の議決責任の範囲内の外であつて執行部の運用上の問題だというようにパチンと言っているのです。それを、今の時点で見直すと、議会として反省してということになるので、その辺りの文言を、そこだけは少し慎重にしなければならないのではないかと思うので、もし何か皆様にご意見があるのであれば聴いていただいて、いただき台をつくっていただく時の。

委員：申入書の前文にもそれらしいことを触れさせていただいておりますので。

委員：私自身もいろいろと発言もさせてもらったり、その原因究明こそやるのが条例検証の意味があるのだというようなこともいろいろと言ってきたわけですが、それから、つい先ほど持ってきましたが、私が前にもここでも要求していた、特別管理廃棄物を由来をして再生資源を使っているリサイクルの例が、今まであったのかどうかということ全部出してくださいという話をしたわけですが、これは、皆様のところへは行ってないのですよね。特別管理廃棄物を由来とする再生資源の例ということで2つ、溶融スラグとか焙焼炉灰とかいうかたちで、環境保全事業団の煤塵無機性汚泥というものと、それから三重中央開発の焙焼炉煤塵のなどといって、その2つを特別管理廃棄物というのはそもそもこのようなものだという資料を含めて、3枚は一応持ってきました。

それで、やはり特別管理廃棄物が、しかし私がこの時にも言ったのは、石原産業のアイアンクレーなどというのは、あれはやはり廃硫酸を元にもともとはしているわけですから、その意味では特別管理廃棄物という認識ではなかったのか、あるいはそのことが特別管理廃棄物になり得る可能性というものは十分あったでしょうと。無害化というのをどの時点で言うのかは分かりませんが、

それから無害化というのは、あれは言葉としてはごまかしだろうという話もしていたわけです。害がないということではなくて、一定の基準をクリアすればというだけの話ですから、有害なものが少ないけれどもあることはある、基準を下回っただけの話だということにもなるわけで、そういう意味ではやはりより監視を強化してもらわなくてはならないということです。

なぜ、やはりその特別管理廃棄物があの条例から消されていったのかと。石原産業のフェロシルトのようなものが、たとえサンプルをごまかしたり不正があったとはいえということですが、そこがやはり私には思いが残るわけで、この文章にも書いていただいたわけですが、やはりその辺りはまた別途でも究明しなければいけないのではないかという思いが率直にしているわけです。なかなかこの検討会でそれを解明するということではできませんけれども、

だけど、私はそのような中でも当局は、県議会がその責任があるのだというような、県議会側の主導で動かされたみたいなのが一貫してあります。そして、大事なところでの、それでは資料を出してくださいと言ったら、2回の検討会の内容がいくら探してもありませんというように言い切る、今の室長は替わっていますから。国から来ている人ですから気楽には難しいですけれども、だからその辺りは、私は全く不可解と言えば不可解で、このようなものは本当にきちんとどこかで究明しなければいけないし、私はもう時間があればどこかで本会議でも質問しなければいけないとか、あるいは議長に参考人招致でもしたらどうかというようなことさえ言いたいぐらいの思いは、正直あるわけです。

委員：30分と言わず1時間やられて主張してください。

委員：それをやるのであれば1時間やると言ってくれなければだめではないですか。

委員：それはやはり1時間もらって、言いたいこともあるでしょうから。

委員：それでは、提案理由につきましては、先ほど委員からもご意見がありましたので、そのようなことも参考にしながら、事前に皆様方に配付をさせていただきます。訂正すべきところは訂正させていただきますが、最終的には一任をいただきたいということをお願いをしたいと思います。

委員：くどいようですが、この3条のところの議論の中で言っていた話で、やはり議決責任はあったということは、必ず明記をお願いしたいと思います。

委員：それでは、次回からの検討すべき条例について、ご意見をいただきたいと思います。

委員：施行後3年が経過した場合の見直し規定からいけば、三重県の補助金等の基本的な在り方等に関する条例になるかと思うのですが、平成21年4月1日が3年経過なの

で、ちょうどタイミング的には良いかと思うのですが、あわせて平行して、子どもを虐待からというものも可能かもしれませんが、一度、補助金等の基本的な在り方等に関する条例をやったらどうかというように思います。

委員：8番ですね。

委員：はい。

委員：他にご意見は。

委員：私は、これは大事な議論だと思っているのは3番の話なのです。基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例で、この前から美し国もそうだったのです。

それから、博物館もうそうでしたか。違いますね。美し国ですね。美し国の時に、これに当たるかどうかというのがかなり議論になっていると思うのです。

委員：県の計画とか実行委員会からの計画とかね。何かよく分からないことを言われて。

委員：そうなのです。そこでこのような議提条例をつくり出した一番の、3番目でありながら動き出したのは、やはり3番の基本的な計画の96条の2項の議決事件の追加のものをやり出してから、議提条例というのは大きく動き出していると思うのです。まさしく原点のような条例なのです。この際、この前のあのような議論も踏まえると、まずここから議論をし直すことが良いのではないかというように思っています。

委員：他にご意見はないでしょうか。

委員：次に何をするか意見なのですが、すみません。始まりの時に意見は申し上げたので繰り返しになるのですが、私は子どもを虐待から守る条例を、やはり深刻な社会問題に対応する条例ですので、ぜひ効果的に運用されているかどうかということも含めて、これに神経を尖らせてみたいというように思っております。始まりの時にそのように申し上げたのですが、その時に比較的これを推薦される方は多かったように思うので、できたら今度はこれをしていただきたいというように思うのです。

委員：はい。それで、このようなことを申し上げて良いのかどうか分かりませんが、この5月にはまた役員改選があって、多少メンバーが、私たちは任期というものが決められておりませんので、ずっと引き続いていくのだと思うのですが、引き続いていくのではないのでしょうか。会派で若干、メンバーの入れ替わりはあるにしても、この検討会はそのまま続いていくのですよね。5月に切れるというのであれば日があまりないものですから、スムーズにやれる条例に手を付けなければいけないのではないかと思ったり、今回のように半年以上もかけてやっているのは良いのかどうかということもあるものですから。ずっと引き続いていくということであれば、とりあえず。それは改めて5月以降に取り組むとか。ですから、補助金と基本計画とを平行していくとか。

委員：総務省の方の考え方というのは、基本計画に対しては全然違うのですよね。逆に反対の方もみえれば、賛成の方もみえる。議論になってしまうため、5月以降に新メンバーになって。

委員：どうですか。とりあえず補助金の方から一応、手を付けさせていただくということでもよろしいでしょうか。それでは、今回は8番の、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例を検討するということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(委員了承)それでは、そのように確認をさせていただいて次回から進めさせていただきたいと思います。それで、先ほど30日に予定をしておりました日程はなくなるということにして良いのですよね。よろしいですね。

事務局：新旧対照表を、これは参考資料なのですけれども、これを元に改め文ということで最終をつくりますので、それを確認していただいて、今の次回の条例についても検討していただくということが、次回の検討で考えておりましたので。

委員：そうですか。

事務局：先ほどの提案理由も含めて改め分もセットで各委員には見ていただいて最終的に。

委員：それが、30日に10ページくらいを確認するのではなくて、補助金の条例についても検討できるということであれば、無理ですか。

事務局：そういうことであれば、時間的なこともありまして、執行部を呼んでこの運用状況についてまず現状から聴くということもできますので、1時間あれば着手を。実は、会期の延長の議論の中で、この条例に基づく資料が多すぎるということで、簡略化すべきではないかということで、改革推進会議のワーキングの中でも意見がございました。実は、それは検討課題にもなっております。そういう観点からだけでは当然ないとは思いますが、まずこれは調べますと、制定している県が私どものところだけですので、他県の参考はございません。ですので、執行部の運用状況を確認して、後はもう修正の議論だけで短期間で議論が終結できるのではないかとというように思いますので、何かそのようなかたちで。

委員：30日に執行部を呼んで運用状況なども聴ける状況ができるのであれば、30日に開かせていただきますし。

事務局：15分で終わるような会議にはしないようにして、もしそういうことであればもう30日は飛ばすなりして、せっかく集まっていたのであれば一度、2時間近い議論ができるようなメニューを考えてみたいと思います。遅れるだけです。

委員：簡単に分からないですから、30日にあなたが都合悪いのか、それをやらなければだんだん、今これを30日にやらなかったら次の日、4月にやるのか5月にやるのか分からない、やらなければならぬ。それでは出てこないのと同じではないか。あなたが30日に出てこないのであれば、それでは次にと。あなたの話を聴いているとそういう話ですよ。

委員：それでは、30日にこのリサイクル推進条例の最終確認と同時に、次回の検討課題についても議論いただくということで進めさせていただきます。それでは、次回1月30日10時から検討会を開催させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、知事への申入れの関係なのですけれども、2月の下旬には知事へ申入れ

をしたいと思います。議会という立場で申入れをするということになりますので、議長に申入れをしていただいたらどうかというように考えております。そのような段取りで準備を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。良いですか。それでは、申入れについてはそのように段取りをさせていただきたいと思います。それでよろしいですね。それでは、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。